

地震保険制度と共済について

令和8年1月
財務省大臣官房信用機構課

地震保険制度の趣旨・目的

地震保険制度の趣旨・目的

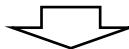
(地震保険に関する法律(以下、「法」)第1条)

- 「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」

地震リスクの特殊性

- ①頻度・規模にバラツキがある
- ②損害が時に巨大なものとなる

⇒ 民間だけでは地震保険は提供できない
(火災保険の地震免責)



新潟地震(1964(昭和39)年)を契機に地震保険制度創設(1966(昭和41)年)

(国の関与の意義)
=政府再保険

- ①民間の採算ベースを超える超長期で収支相償を図る
- ②民間の負担力の超えるところを国が再保険

地震保険が有する役割

- ①保険料を支払い、地震リスクに備える自助としての「保険」
- ②国の関与の下、運営されている社会的な「連帯」の仕組み

地震保険制度の概要

○地震保険は、「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」との制度趣旨の下、大規模な地震の発生を踏まえて見直しを行い、現行の制度となっている。

対象危険:	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（法第2条） (注)72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（法第3条）														
対象物件:	住宅及び家財（法第2条）														
付保割合:	火災保険金額の30%～50%の範囲（法第2条）														
保険金額限度額:	建物5,000万円、家財1,000万円（法第2条）														
損害区分:	<table border="1"><thead><tr><th>損害区分</th><th>一部損</th><th>小半損</th><th>大半損</th><th>全損</th></tr></thead><tbody><tr><td>保険金額に対する支払割合</td><td>5%</td><td>30%</td><td>60%</td><td>100%</td></tr></tbody></table> （法第2条）					損害区分	一部損	小半損	大半損	全損	保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%
損害区分	一部損	小半損	大半損	全損											
保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%											
契約方法:	火災保険契約に原則自動付帯（法第2条）														
総支払限度額:	1回の地震等による支払保険金が総支払限度額を超える場合には、支払保険金の削減を行うことができる。（法第4条）														
加入制限:	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、地震保険契約を締結することができない。 (注)同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域に限る（法第4条の2）														
保険料率:	収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。 (ノーロス・ノープロフィットの原則)（法第5条）														

政府による再保険について

1. 政府再保険の内容	一定規模以上の保険金支払が生じた場合、政府がその一部を支払うよう、再保険を引受け。具体的には、損害保険会社が引受けた地震保険の全部につき、日本地震再保険(株)が再保険を引受け、さらにその一部につき政府が再保険の引受けを行っている。																												
2. 政府再保険の意義	独立採算制のもと、政府の信用により、一時的な資金(準備金)不足に対しても、民間の採算ベースよりも超長期での収支相償を図ること、かつ、極力経費を圧縮することにより、できる限り低い保険料で、巨大地震にも対応しうる保険を提供。																												
3. 官民保険責任額の構造 (再保険スキーム図)	関東大震災クラスの地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう、総支払限度額を設定している。 ◎総支払限度額 一回の地震等につき 12.0兆円  <table border="1"><caption>Reinsurance Scheme Structure</caption><thead><tr><th>層</th><th>構成</th><th>額 (億円)</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>外層</td><td>総支払限度額</td><td>12.0</td><td>-</td></tr><tr><td>中層</td><td>政府</td><td>11兆6,643億円</td><td>約99.70%</td></tr><tr><td>内層</td><td>民間</td><td>348億円</td><td>約0.30%</td></tr><tr><td>合計</td><td>民間 + 政府</td><td>3,357億円</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>民間 + 政府 + 外層</td><td>3,009億円</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>民間 + 政府 + 中層</td><td>4,105億円</td><td>-</td></tr></tbody></table>	層	構成	額 (億円)	割合	外層	総支払限度額	12.0	-	中層	政府	11兆6,643億円	約99.70%	内層	民間	348億円	約0.30%	合計	民間 + 政府	3,357億円	-	合計	民間 + 政府 + 外層	3,009億円	-	合計	民間 + 政府 + 中層	4,105億円	-
層	構成	額 (億円)	割合																										
外層	総支払限度額	12.0	-																										
中層	政府	11兆6,643億円	約99.70%																										
内層	民間	348億円	約0.30%																										
合計	民間 + 政府	3,357億円	-																										
合計	民間 + 政府 + 外層	3,009億円	-																										
合計	民間 + 政府 + 中層	4,105億円	-																										
4. 準備金残高 (令和7年3月末実績)	地震再保険特別会計 2兆2,058億円 民間保険会社 5,990億円 } 政府・民間準備金残高合計 2兆8,048億円																												
	※政府再保険金の支払が歳出予算及び準備金を超える場合は、借入（特会法36条）または一般会計からの繰入（同法32条）により資金調達を行い、将来の再保険料収入により返済を行う。																												

地震保険法上の共済の位置づけ

- 地震保険に関する法律は、制定当初から、「他の法律に基づき火災に係る共済事業を行う法人で財務大臣の指定するもの」を、地震保険制度の対象としている（法第2条1項）。

地震保険に関する法律 第2条第1項

この法律において「保険会社等」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第五項の損害保険業免許（中略）又は他の法律に基づき火災にかかる共済事業を行う法人で財務大臣の指定するものをいう。

御議論いただきたい事項

- 地震保険制度への共済の参入について、どのような場合に、財務大臣が共済を指定することが適切であるか、指定の基準はどうあるべきか。
- その他、共済が地震保険制度に参入する場合、どのような課題があるか。

地震保険制度に関する答申

- 地震保険制度への共済の加入については、制度創設検討時から論点の一つとされていたが、共済の性格や規模が区々である等の事情により、当時の保険審議会においても結論が出ず、個別的かつ慎重に検討する必要があるとされた。

「地震保険制度に関する答申」(昭和40年4月23日 保険審議会)(抄)

地震保険制度検討上の諸問題に関する主要審議内容

(8)その他

特別の法律に基づいて火災保険類似の共済事業を行っている組合が、将来において地震危険を担保することになるかどうか、またはそれを認めるべきかどうか、その場合にはいかなる措置が必要であるか等についても、本審議会はこれを問題として採り上げた。

これについては、各組合の性格、担保力等がきわめて区々であって、一概には議論することはできないが、少くとも、これらの組合が地震危険を担保するには、まず、組合の健全性の維持、契約者保護の観点から充分な法的規制と監督が行われること、全国的な危険分散の方途が講ぜられること、損害の集積予想に対し相当の担保力を有すること等がその前提と考えられる。

一方、そもそも政府が再保険を行うこの制度について、保険事業と保険類似の共済事業との間の体系的な調整が図られなければならないのは当然であるが、現在の段階においてはその準備が不十分であるので、本審議会としてはこの際結論を出すことはさしひかえた。

この問題は、今後政府当局において、われわれが検討した以上の案の実際の推移を勘案しつつ、必要に応じて内容の権衡に配慮し、個別的かつ慎重に検討する必要があると考えられる。

(参考)「地震保険のすべて」

「地震保険のすべて」(保険毎日新聞社、日本損害保険協会監修、昭和55年)

(略)「指定」の基準が問題となろう。必要とされる最小限の条件としては、次のようなことが考えられる。

(イ) 契約者保護の観点から監督法規が整備されており、かつ、現実に十分な監督が行われていること。具体的には、次のとおりである。

(a) 法律によって行政庁の監督規定が明記されており、かつ、その監督が検査などにより、実効あるものであること。

(b) 法律によって責任準備金の積立が規定されており、かつ、現実に十分な積立金を有するとともに、それに見合う流動資産が常に確保されていること。

(c) 共済掛金率が行政庁の認可にかかり、その算出が確実な統計に基づき、保険数理によって適正に行われていること。

(d) 組合員一人当たりまたは一危険当たりの契約金額の制限が組合の支払能力に照らし、適正な範囲で行われていること。

(e) その他財産運用、区分経理等の法的規制が備わっており、かつ、それが遵守されていること。

(ロ) 地震保険制度の趣旨に照らし、契約者の範囲が特定の地域または特定の職種に限定されず、全国的であり、かつ、全国的な危険分散組織を有し、現実に危険分散が確保されていること。

(ハ) 地震保険を引き受けるに足る十分な担保能力を有すること(収支状況が良好で、事業の永続性が十分に認められることを最低条件とする。)。

損害保険会社と共済の比較①

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連 農協	農業保険法 NOSAI全国連 農業共済組合	水産業協同組合法 共水連 漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop 労働者共済 等	中小企業等協同組合法 日火連 火災共済
監督行政庁	内閣総理大臣 (金融庁長官)	都道府県の区域を超える農協・連合会及び都道府県の区域の連合会は農林水産大臣 上記以外の農協・連合会は都道府県知事	都道府県の区域を超える組合・連合会は農林水産大臣 上記以外の組合は都道府県知事	都道府県の区域を超える漁協・連合会及び都道府県の区域の連合会は農林水産大臣 都道府県の区域を超えない漁協は都道府県知事	地方厚生局の管轄区域を超える組合は厚生労働大臣 その他の組合は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事	都道府県の区域を超えるものは事業所管大臣 都道府県の区域を超えないものは都道府県知事
主な組織	損害保険会社27社	全国組織である全共連と農協(514組合)が共同で引受け	全国組織である全国連合会とNOSAI(49組合)が引受け(NOSAIが元受け・NOSAI全国連は再保険) 茨城県にあっては、茨城県連合会も引受け(再保険)	全国組織である共水連と漁協(618組合)が共同で引受け	火災又は自然災害共済事業を実施する組合は国が所管するもの16組合(連合会含む)、都道府県が所管するもの14組合	全国組織である日火連と各都道府県に設置されている火災共済(41組合)が共同で引受け 都道府県が所管する組合のうち、日火連に加盟していない組合も存在(4組合)

損害保険会社と共済の比較②

		保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
損害保険会社		全共連 農協	NOSAI全国連 農業共済組合	共水連 漁協	こくみん共済coop 労働者共済 等	日火連 火災共済	
主な商品の商品性・料率	対象物件	居住用建物、家財 (地震保険法第2条)	建物、特定建築物 (※)、動産 (※)外壁の一部または全部を欠く建築物 (例：畜舎、堆肥舎、倉庫、農作業場)	建物、工作物、家具類、農機具	建物、動産	対象物件は各共済事業実施組合・連合会によって異なる。 例：建物、家財 (家財を対象としない商品も有り)	建物
	付保割合	火災保険金額の30～50% (契約者の任意の割合) (地震保険法第2条)	火災共済金額の50%	共済金額の50%	共済金額の30%	組合・連合会により扱う商品が異なるが、最大で火災等の補償の30%	火災共済金額の30%～50% (契約者の任意の割合)
	地震補償限度額	建物5,000万円 家財1,000万円 (地震保険法施行令第2条)	住宅物件：2.5億円 事業用物件(農業関連)10億円 事業用物件(農業関連以外)1.5億円	2,000万円	建物3,000万円 動産600万円	組合・連合会により扱う商品が異なるが、数百万円程度のものが多く、大きいもので1,800万円(建物・家財合算)	1,000万円
	契約方法	火災保険に原則自動附帯 (地震保険法第2条)	建物更生共済の本体で補償	建物総合共済の本体で補償	生活総合共済の本体で補償	火災共済に任意附帯のものと自動附帯のものがある	火災共済契約に任意附帯

(注)消費生活協同組合法の欄は、国所管かつ地震補償を行っているものに係るもの

損害保険会社と共済の比較③

		保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
損害保険会社		全共連農協	NOSAI全国連農業共済組合	共水連漁協	こくみん共済coop労働者共済 等	日火連火災共済	
損害区分	全損(100%) 大半損(60%) 小半損(30%) 一部損(5%) (地震保険法施行令第1条)	区分なし 損害額を査定 (注)損害割合が5%以上が支払い対象	区分なし 損害額を査定 (注)損害割合が建物は5%以上、家具類等は70%以上が支払い対象	全損(30%) 大半損(20%) 小半損(10%) 一部損(3%) (注)火災共済金額に対する割合	区分は各共済事業実施組合・連合会によって異なる。 例: 全損(100%) 大規模半損(60%) 半損(50%) 一部損(10%) 等	全壊(100%) 大規模半壊(60%) 中規模半壊(30%) 半壊(30%)	
保険期間	1年又は長期(~5年) 満期返戻金:無	5年、10年(継続特約により20年又は30年) 満期共済金:有	1年	5年、10年、15年、20年、25年、30年 満期共済金:有	1年 満期共済金:無	1年又は長期(~5年) 満期返済金:有	
料率	構造別(2区分) 地域別(都道府県別、3区分)	全国一律 構造・物件別	各共済組合が設定用途・構造別	全国一律 構造・物件別	各共済事業実施組合・連合会が設定構造別・地域別(全国一律を含む)等	構造別 地域別(都道府県別)	
加入者数	地震保険加入件数 (地震保険を附帯している火災保険の加入件数)(2024年度末時点): 約2,180万件	加入件数(地震補償を含む建物更生共済全体)(2024年度末時点): 約891万件	加入件数(地震補償を含む建物総合共済全体)(2023年度): 約35万件	加入件数(地震補償を含む生活総合共済全体)(2024年度末時点): 約8万件	地震共済加入件数 (火災共済等の一部となっているものを含む)(2024年度): 約788万件	加入件数(地震特約)(2024年度末時点): 約2万件	

(注)消費生活協同組合法の欄は、国所管かつ地震補償を行っているものに係るもの

損害保険会社と共済の比較④

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連農協	農業保険法 NOSAI全国連農業共済組合	水産業協同組合法 共水連漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop労働者共済等	中小企業等協同組合法 日火連火災共済
掛金の規模	保険料収入 (2024年度分): 約2,783億円	共済掛金収入 (2024年度): 約1兆454億円	共済掛金収入 (2023年度): 約105億円	共済掛金収入 (2024年度): 約76億円	共済掛金収入 (2024年度): 約1,483億円	共済掛金収入 (2024年度): 約3億円
	保有契約金額 (2023年度末): 約217兆円	保有契約金額 (2024年度): 約135兆円	保有契約金額 (2023年度): 約3兆7,758億円	保有契約金額 (2024年度): 約1兆456億円	保有契約金額 (2024年度): 約141兆6,773億円	保有契約金額 (2024年度末): 約1,687億円
	東日本大震災における支払実績 ^(注1) : 約1兆2,897億円	東日本大震災における支払実績: 約9,377億円	東日本大震災における支払実績: 約268億円	東日本大震災における支払実績: 約137億円	東日本大震災における支払実績: 約1,228億円	地震危険補償特約にかかる保険金支払実績(2020年1月～2025年3月): 10件(計: 約2,200万円)
	能登半島地震における支払実績: 約1,042億円	能登半島地震における支払実績: 1,515億円	能登半島地震における支払実績: 57億円	能登半島地震における支払実績: 約30億円	能登半島地震における支払実績: 約222億円	(注) 地震危険補償特約にかかる保険金支払実績(2020年1月～2025年3月): 10件(計: 約2,200万円)
	(注) 支払実績はいずれも2024年度末時点	(注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。	(注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。	(注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。	(注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。	(注) 地震危険補償特約に係る数字。

(注) 消費生活協同組合法の欄は、国所管かつ地震補償を行っているものに係るもの

損害保険会社と共済の比較⑤

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連 農協	農業保険法 NOSAI全国連 農業共済組合	水産業協同組合法 共水連 漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop 労働者共済 等	中小企業等協同組合法 日火連 火災共済
監督・検査	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業を営むには、内閣総理大臣の免許が必要。 (法第3条) ・業務停止命令等や免許取消しが可能。 (法第132・133条) ・報告徴求、立入検査権限あり。 (法第128・129条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業を行うときは共済規程に係る行政庁の承認が必要。 (法第11条の17) ・業務停止命令等が可能。 (法第94条の2) ・行政庁による報告徴求・立入検査権限あり。 (法第93条、第94条) ・行政庁は毎年1回を常例として検査をすることとされている。 (法第94条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業の実施に必要な事業規程に係る行政庁の認可が必要。 (法第31条、第32条、第36条、第58条) ・必要な措置をとるべき旨及び業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令等が可能。 (法第210条) ・行政庁による報告徴求・立入検査権限あり。 (法第208条、第209条) ・行政庁は毎年1回を常例として検査をすることとされている。 (法第209条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業を行うときは共済規程に係る行政庁の承認が必要。 (法第15条の2) ・業務停止命令等が可能。 (法第123条の2) ・行政庁による報告徴求・立入検査権限あり。 (法第122条、第123条) ・行政庁は毎年1回を常例として検査をすることとされている。 (法第123条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業を営むには共済事業規約に係る行政庁の認可が必要。 (法第40条) ・業務停止命令等が可能。 (法第94条) ・行政庁による組合(連合会含む)及び組合子会社への立入検査権限あり。 (法第94条) ・自賠責共済/再共済の事業を行う組合においては、毎年1回を常例として検査をしなければならない。 (法第94条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業を行うときは共済規程にかかる行政庁の認可が必要。 (法第9条の6) ・業務停止命令等が可能。 (法第106条の2) ・行政庁による立入検査権限あり。 (法第105条の4)

損害保険会社と共済の比較⑥

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連農協	農業保険法 NOSAI全国連農業共済組合	水産業協同組合法 共水連漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop労働者共済 等	中小企業等協同組合法 日火連火災共済
責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 <p>(法第116条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険に係る責任準備金については、…積み立てなければならない。 <p>(地震保険法施行規則第7条)</p> <p>地震保険責任準備金の額(2024年度末) 政府: 2兆2,058億円 民間:5,990億円 計:2兆8,048億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 <p>(法第11条の32)</p> <p>責任準備金の額 (2024年度末) 10兆9,463億円 (注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業共済団体は、毎事業年度の終わりにおいて存する共済責任または保険責任につき、…責任準備金を積み立てなければならない。 <p>(法第63条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業共済団体は、不足金の補填に備えるため、…準備金を積み立てなければならない。 <p>(法第64条)</p> <p>準備金の額 (2023年度) 2,936億円 (注) 地震補償を含む任意共済に係る数字。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 <p>(法第15条の17)</p> <p>責任準備金の額 (2024年度末) 543億円 (注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 <p>(法第50条の7)</p> <p>責任準備金の額 (2024年度) 3,252億円 (注) 地震補償を含む共済契約に係る数字。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。 <p>(法第58条)</p> <p>異常危険準備金の額(2024年度末) 37億円 (注) 地震補償が付帯されている火災共済に係る数字。</p>

(注)消費生活協同組合法の欄は、国所管かつ地震補償を行っているものに係るもの

損害保険会社と共済の比較⑦

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連農協	農業保険法 NOSAI全国連農業共済組合	水産業協同組合法 共水連漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop労働者共済等	中小企業等協同組合法 日火連火災共済
流動性	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況(管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(監督指針II-3-12)</p>	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況(管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(共済事業向けの総合的な監督指針II-3-12、V-3-8)</p>	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 流動性リスクの管理に関する方針・内部規程・流動性危機時の対応策の策定とのリスク管理態勢の整備 - 流動性リスクの管理に関する方針等に基づく管理、定期的又は必要に応じた理事会への報告・内部監査・監事監査の実施 - 流動性リスクの管理状況に関する報告・調査結果等を踏まえた流動性リスク管理態勢の適時の見直し等について検証・実施。 <p>(農業共済団体に対する監督指針II-1-17-3)</p>	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況(管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針II-3-12)</p>	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況(管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(共済事業向けの総合的な監督指針II-3-12)</p>	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況(管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(共済事業向けの総合的な監督指針II-3-12)</p>

損害保険会社と共済の比較⑧

	保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
損害保険会社	全共連 農協	NOSAI全国連 農業共済組合	共水連 漁協	こくみん共済coop 労働者共済 等	日火連 火災共済	
料率の算出・行政 庁の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・地震保険にかかる料率は、損害保険料率算出機構において算出され、内閣総理大臣(金融庁)に届出がなされ、内閣総理大臣(金融庁)において審査を行う。 (損害保険料率算出団体に関する法律第3条、第9条の3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の算出方法(料率)を共済規程に定め、行政 庁の承認が必要。 (法第11条の17) ・共済計理人を選任し、共済掛金の 算出方法その他の事項に係る共済の 数理に関する事項に 関与させるとともに、共済計理人は、 毎事業年度末に責任準備金の積立状 況等を確認し、その結果を記載した 意見書を理事会及び行政 庁に提出。 (法第11条の39、第11条 の40) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が定 める建物共済事務 取扱要領に基づき、 農業共済組合等が 算出。 ・農林水産省は、同 事務取扱要領にお いて、風水害等自 然災害の実績被害 率、火災等の実績 被害率、一般災害 統計による被害率 を用いて基礎被害 率を定め、標準偏 差等を加味して算 出し、行政 庁に報 告するよう規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の算出 方法(料率)を共済 規程に定め、行政 庁の認可が必要。 (法第15条の2) ・共済計理人を選 任し、共済掛金の 算出方法その他の 事項に係る共済の 数理に関する事項 に 関与させるととも に、共済計理人は、 毎事業年度末に責 任準備金の積立状 況等を確認し、そ の結果を記載した 意見書を理事会及 び行政 庁に提出。 (法第15条の24、第15条 の25) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の算出 方法等については 共済事業規約にお いて定めなければ ならず、共済事業 規約は行政 庁の認可が必 要。 (法第40条) ・共済計理人を選 任し、共済掛金の 算出方法その他の 事項に係る共済の 数理に関する事項 に 関与させるととも に、共済計理人は、 毎事業年度末に責 任準備金の積立状 況等を確認し、そ の結果を記載した 意見書を理事会及 び行政 庁に提出。 (法第50条の11、第50条 の12) (注)共済計理人の選任を 要しない組合の要件につ いては、厚生労働省令に おいて規定。(施行規則 第190条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の算出 方法等については 共済規程に記載し なければならず、 共済規程は行政 庁の認可が必 要。 (法第9条の6の2)

損害保険会社と共済の比較⑨

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連 農協	農業保険法 NOSAI全国連 農業共済組合	水産業協同組合法 共水連 漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop 労働者共済 等	中小企業等協同組合法 日火連 火災共済
一事故当たりの総支払限度額等	<p>・総支払限度額: 12兆円</p> <p>1回の地震等による支払保険金が総支払限度額(現行12兆円)を超える場合には、支払保険金の削減を行うことができる。 (地震保険に関する法律第4条)</p>	<p>・総支払限度額の規定はなし。</p> <p>・異常危険準備金、契約者割戻準備金、任意積立金及び特別危険積立金を取り崩してもなお共済金を支払うことができないときは、その不足する額を限度として、一定の率により共済金を削減して支払う旨、約款で規定。</p> <p>・その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には行政庁に対し、共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができる。 (法第11条の52)</p>	<p>・総支払限度額の規定はなし。</p> <p>・建物共済に係る勘定に係る準備金を共済金の支払いに充ててもなお不足する場合は、共済金額を削減することができる。 (法第122条)</p>	<p>・総支払限度額の規定はなし。</p> <p>・異常危険準備金、契約者割戻準備金及び特別危険積立金を取り崩してもなお共済金を支払うことができないときは、その不足する額を限度として、一定の率により共済金を削減して支払う旨、約款で規定。</p> <p>・その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には行政庁に対し、共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができる。 (法第17条の2)</p>	<p>・組合・連合会により、一事故当たりの支払限度額を定めているところもある。</p> <p>・その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができる。 (法第53条の4)</p> <p>(注)消費生活協同組合法の欄は、国所管かつ地震補償を行っているものに係るもの</p>	<p>・総支払限度額: 80億円</p> <p>・これを超える場合、支払うべき地震共済金を削減して支払う旨、共済規程において規定。</p>

損害保険会社と共済の比較⑩

	保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
損害保険会社	全共連 農協	NOSAI全国連 農業共済組合	共水連 漁協	こくみん共済coop 労働者共済 等	日火連 火災共済	
財産運用	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。 (法第97条、施行規則第47条) ・資産運用リスクについて、 -管理態勢の整備状況(基本方針の策定、責任体制の明確化、リスク量を把握する体制、投資方針等) -市場リスク管理の内容・手法 -資産運用の方法に応じた管理態勢 -資金の調達 -資産の自己査定のあり方等を検証 (監督指針II-3-11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係るものとして区分経理される財産については、農林水産省令で定める方法のほか、これを運用してはならない。 (法第11条の38) ・財産運用リスクについて、 -信用リスク、市場リスク及び引受リスクの管理に関する方針・内部規程の策定等のリスク管理態勢の整備 -信用リスク等の管理に関する方針等に基づく管理、定期的又は必要に応じた理事会への報告・内部監査・監事監査の実施 -市場リスク管理の内容・手法 -資産運用の方法に応じた管理態勢 -資金の調達 -資産の自己査定のあり方等を検証 (共済事業向けの総合的な監督指針II-3-11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕金の運用は、農林水産省令で定める方法によらなければならない。 (施行規則第34条) ・財産運用リスクについて、 -信用リスク、市場リスク及び引受リスクの管理に関する方針・内部規程の策定等のリスク管理態勢の整備 -信用リスク等の管理に関する方針等に基づく管理、定期的又は必要に応じた理事会への報告・内部監査・監事監査の実施 -市場リスク管理の内容・手法 -資産運用の方法に応じた管理態勢 -資金の調達 -資産の自己査定のあり方等を検証 (漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針II-3-11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係るものとして区分経理される財産については、農林水産省令で定める方法のほか、これを運用してはならない。 (法第15条の23) ・財産運用リスクについて、 -管理態勢の整備状況(基本方針の策定、責任体制の明確化、リスク量を把握する体制、投資方針等) -市場リスク管理の内容・手法 -資産運用の方法に応じた管理態勢 -資金の調達 -資産の自己査定のあり方等を検証 (共済事業向けの総合的な監督指針II-3-11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。 (法第50条の14) ・資産運用リスクについて、 -管理態勢の整備状況(基本方針の策定、責任体制の明確化、リスク量を把握する態勢、投資方針等) -市場リスク管理の内容・手法 -資産運用の方法に応じた管理態勢 -資金の調達 -資産の自己査定のあり方等を検証 (共済事業向けの総合的な監督指針II-3-11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合はこの限りではない。 (法第57条の5) ・財産運用リスクについて、 -管理態勢の整備状況(基本方針の策定、責任体制の明確化、リスク量を把握する態勢、投資方針等) -市場リスク管理の内容・手法 -資金の調達 -資産の自己査定のあり方等を検証 (共済事業向けの総合的な監督指針II-3-12)

損害保険会社と共済の比較⑪

	保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
	損害保険会社	全共連 農協	NOSAI全国連 農業共済組合	共水連 漁協	こくみん共済coop 労働者共済 等	日火連 火災共済
区分経理等	<ul style="list-style-type: none"> ・地震保険は、危険準備金運用益を積み立てる必要があることから、危険準備金に相当する資産を他の一般の資産と分けて管理するなど、その運用益を把握するためには、必要な範囲で個別の管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。 (法第11条の36) ・法令上の規定はないが、全共連は共済の種類ごとに区分して経理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。 (法第62条) ・地震補償を含む共済とその他の共済を区分することの法令上の規定はないが、NOSAIは共済の種類ごとに区分して経理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。 (法第15条の21) ・法令上の規定はないが、共水連は共済の種類ごとに区分して経理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。 (法第50条の3) ・自賠責共済/再共済の事業に係る経理はその他の経理と区分しなければならない。 (法第50条の3) ・共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。 (法第50条の4) ・法令上の規定はないが、共済事業規約ごとに区分経理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。 (法第58条の2) ・自賠責共済/再共済の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。 (法第58条の2) ・共済事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。 (法第58条の3)

(注)消費生活協同組合法の欄は、国所管かつ地震補償を行っているものに係るもの

損害保険会社と共済の比較⑫

	保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
損害保険会社	全共連 農協	NOSAI全国連 農業共済組合	共水連 漁協	こくみん共済coop 労働者共済 等	日火連 火災共済	
契約者の範囲(地域・職種等の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の範囲が特定の地域または特定の職種に限定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員:農業者 ・准組合員:農協の地区内に住所を有する個人又は農協から物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける者 ・員外利用の制限:組合員の事業の利用分量の額の1/5まで(法第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業共済組合の区域内に住所を有する者であって、農業従事者(法第20条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員: <ul style="list-style-type: none"> ①組合の地区内に住所を有し、かつ、定款で定める日数を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 ②地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 ③地区内に住所又は事業場を有する中小規模の漁業法人 等 ・准組合員:正組合員の資格を有しない漁民、組合員の同一世帯者、水産加工業者など(法第18条) ・員外利用の制限:組合員及び他の組合の組合員の利用する総額を超えてはならない。(法第11条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生協:一定の地域内に住所を有する者等 ・職域生協:一定の職域内に勤務する者等 ・連合会会員:組合/他の法律により設立された共同組織体で、生協法第二条第一項各号に掲げる要件を備え、かつ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの ・員外利用の制限:組合員以外の利用は原則禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員:地区内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模事業者 ・准組合員:組合員と生計を一にする親族等 ・員外利用の制限:組合員及び准組合員の一事業年度における利用分量の総額の100分の20以内。

損害保険会社と共済の比較⑬

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連農協	農業保険法 NOSAI全国連農業共済組合	水産業協同組合法 共水連漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop労働者共済等	中小企業等協同組合法 日火連火災共済
財務の健全性	<ul style="list-style-type: none"> ・健全性の基準 (法第130条) ソルベンシー・マージン比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全性の基準 (法第11条の18、第94条の2) 支払余力比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督指針Ⅱ-2-6-1に基づき、財務の健全性の確保のため、共済掛金の設定時に想定した状況と乖離することにより、共済事業の収支に損失を被る可能性等のリスクを認識した上で、適切なリスク管理態勢を確立し、リスク管理を実施することとしており、組合は実施したリスク評価を踏まえて必要な見直し等に取り組んでいる。行政庁は、監督・検査を通じて財務を含めた運営の健全性の確保を図っている。 (具体的な基準なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全性の基準 (法第15条の3、第123条の2) 支払余力比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全性の基準 (法第50条の5) 支払余力比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全性の基準 (法第58条の4) 支払余力比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり

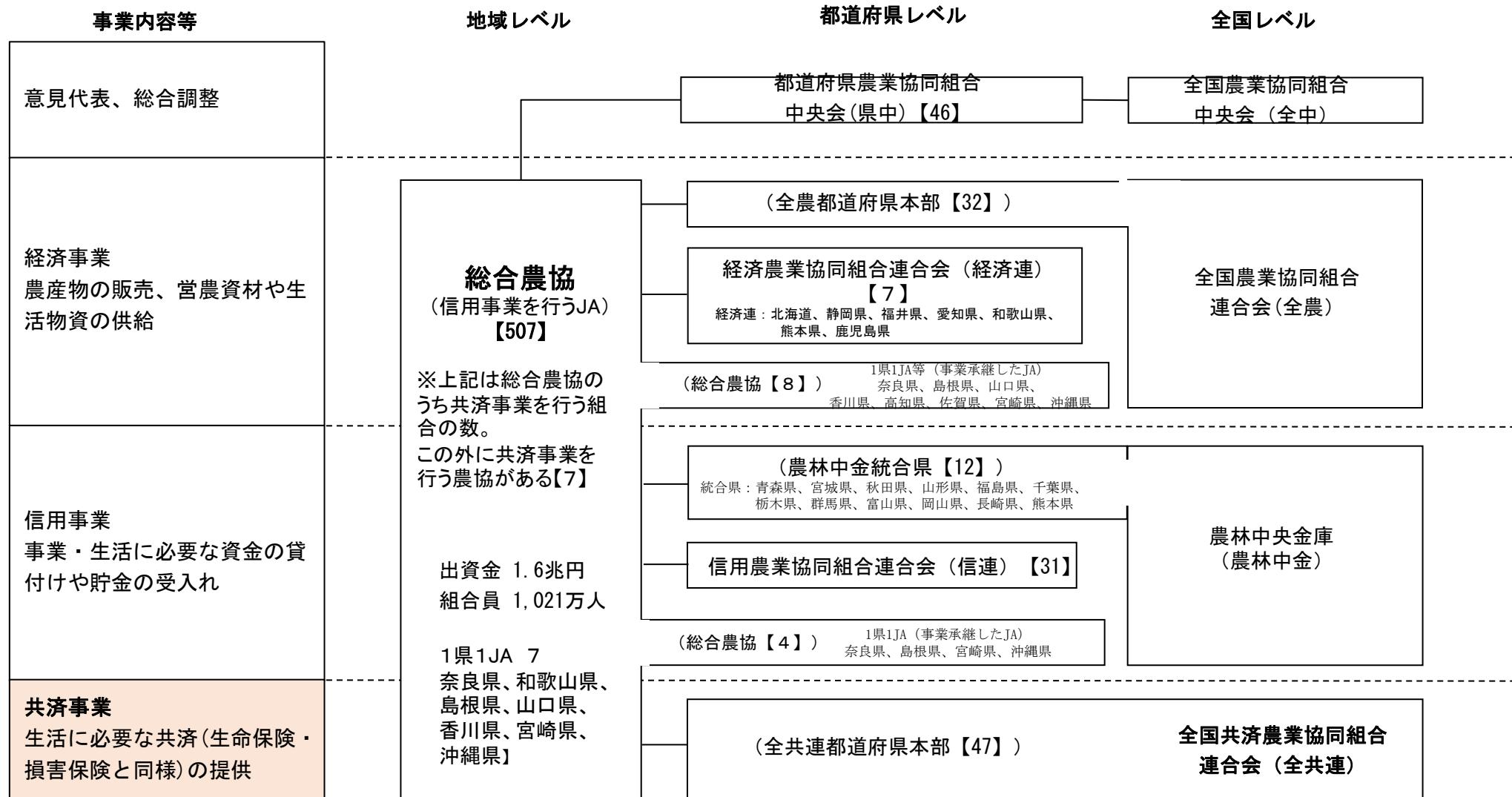
損害保険会社と共済の比較⑭

	保険業法 損害保険会社	農業協同組合法 全共連 農協	農業保険法 NOSAI全国連 農業共済組合	水産業協同組合法 共水連 漁協	消費生活協同組合法 こくみん共済coop 労働者共済 等	中小企業等協同組合法 日火連 火災共済
収支	<p>・(免許の審査時)事業開始後5事業年度を経過するまでの間に申請者の1事業年度の当期純利益又は当期純剰余が見込まれることを確認。 (保険業法施行規則第10条の2)</p> <p>・共済規程の設定又は変更の承認を行う場合には、財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であることを審査。 (法第11条の17、共済事業向けの総合的な監督指針IV-2)</p>	<p>・共済事業を行う組合の出資の総額は、農協は1億円以上、連合会は100億円以上でなければならない。 (法第10条の3)</p> <p>・共済規程の設定又は変更の承認を行う場合には、財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であることを審査。 (法第11条の17、共済事業向けの総合的な監督指針IV-2)</p>	<p>・事業規程の設定又は変更の認可を行なう場合には、農業共済組合が、事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みがあること等について審査。 (農業共済団体に対する監督指針IV-2-1-2)</p>	<p>・共済事業を行う組合の出資の総額は、信用事業を行わない又は組合員数が一定以下等の要件に該当する場合は1000万円以上、その他は1億円以上、共水連は10億円以上でなければならない。 (法第11条の4)</p> <p>・共済規程の設定又は変更の承認を行う場合には、財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であることを審査。 (法第15条の2、漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針IV-2)</p>	<p>・共済事業を行う政令で定める基準を超える組合の出資の総額は1億円以上、連合会は10億円以上でなければならない。 (法第54条の2)</p> <p>・共済規程の設定又は変更の認可を行なう場合には、財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であることを審査。 (共済事業向けの総合的な監督指針IV-1)</p>	<p>・各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案及び事業報告書を作成し、監事の監査を受けている。 (法第40条)</p>

參考資料

農業協同組合

(資料1) 農協の組織



注1: 総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」(令和6年度末現在)

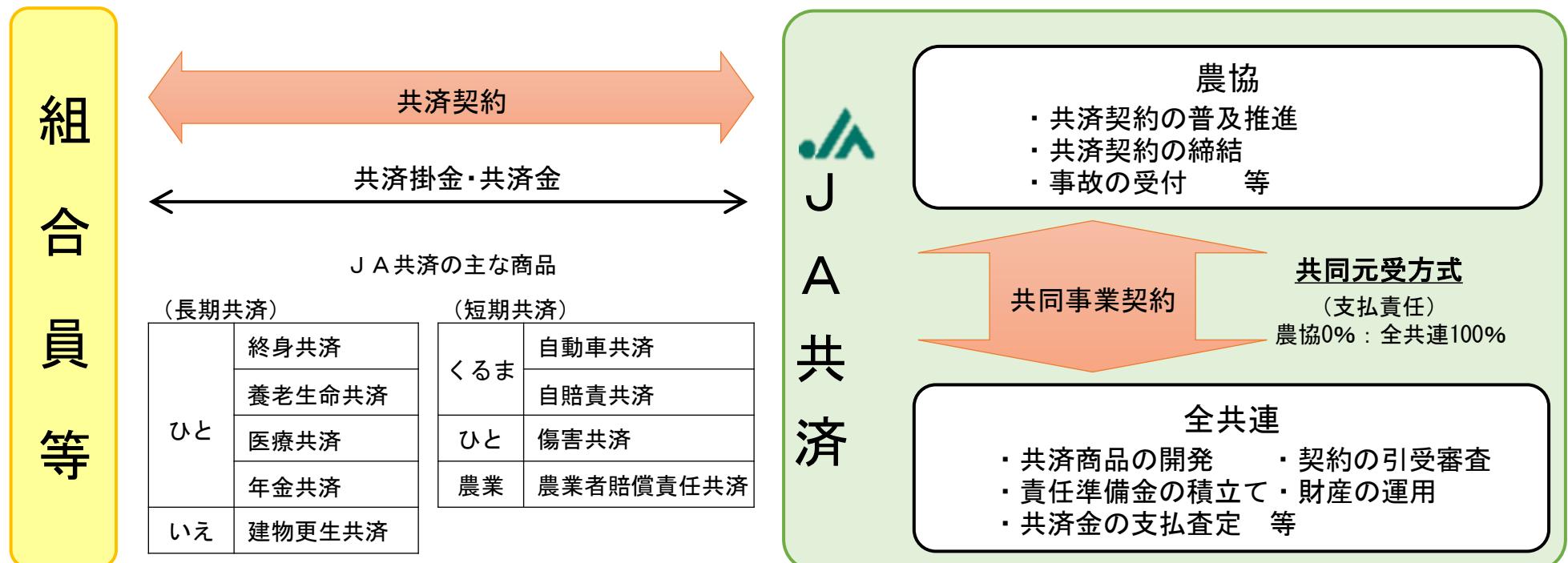
注2: 組合員数、出資金額は農林水産省「総合農協統計表」(令和5事業年度)

※ 農協には、上記の総合農協とは別に、専門農協(信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協)がある(508農協数)。組合員数は110千人(正:87千人、准:23千人)。

注: 農林水産省「専門農協統計表」(令和5事業年度)

(資料2) JA共済の概要

- 組合員の事業・生活に生じた事故による損失を救済する事業。このため、組合員が利用することが基本（員外利用規制あり）
 - 生命総合共済（人の死亡、医療、老後、介護の保障）、建物更生共済（火災や自然災害による建物・家財の損害の保障）、自動車共済（自動車事故による賠償やケガ、修理の保障）など
- 農協と全共連（全国共済農業協同組合連合会）の共同元受方式により事業を実施。
 - ・ 農協は、普及・推進、契約締結、事故受付等を行い、
 - ・ 全共連は、商品開発、引受審査、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。
 - ・ 共済金の支払責任は全共連が100%保有。



(資料2) JA共済の概要（つづき）

○ JA共済の保障ラインナップ

JA共済では、組合員・利用者の暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供。



万一の保障、医療や介護、
年金の保障等で、
ご家族やご自身のくらしをサポートします。



火災のほか、地震などの自然災害から、
大切な建物や家財をお守りします。



自動車事故のさまざまなリスクに、
充実の保障とサービスでお応えします。



農業において発生する
さまざまな賠償リスクを
幅広く保障いたします。

○ 「いえ」保障(建物更生共済)の概要

契約の対象	建物、特定建築物、動産	
保障期間	5年、10年（継続特約により20年又は30年）	
保障対象	①火災等 ②自然災害（風水災等、地震等）	
加入限度額	①住宅物件：5億円 ②事業用物件：（農業関連）20億円／（農業関連以外）3億円	
掛金	構造・物件別	
共済金支払 (地震等)	〔支払要件〕 地震等による損害割合5%以上の場合	〔建物、特定建築物、動産共通〕 損害の額 × (火災共済金額/共済価額) × 50%

(資料3) JA共済に係る財務の健全性基準と監督体制

- 支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生するリスク（大規模災害による共済金支払いの急増等）に対応するため、どのくらいの支払余力（自己資本や各種準備金等）を備えているか判断するための経営指標の1つ。
- 支払余力比率が200%を下回った場合には、行政庁により経営の健全性の回復を図るための措置が実行される。

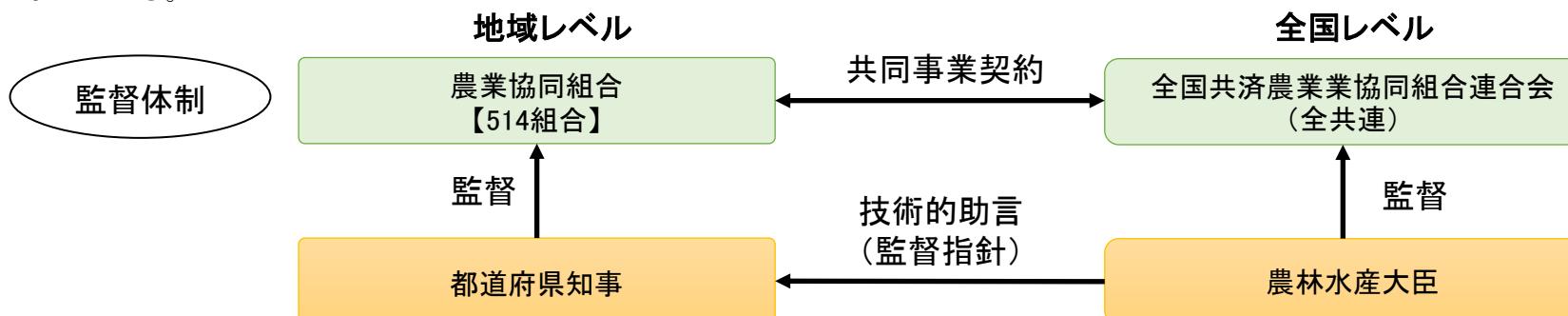
【早期是正命令の内容】

$$\frac{\text{支払余力の総額}}{\text{リスクの総額} \times 1/2} \geq 200\%$$

(支払余力)		(リスク)	
1 純資産の部の合計	1 共済リスク		
2 價格変動準備金	2 予定利率リスク		
3 異常危険準備金 等	3 財産運用リスク 4 経営管理リスク		

(注) JA共済における支払余力比率の算定の考え方は、基本的には保険業法におけるソルベンシー・マージン比率の算定に沿った内容となっている。

区分	支払余力比率	措置の概要
第1区分	100%以上 200%未満	経営改善計画の提出及び実行
第2区分	0%以上 100%未満	配当・役員賞与の禁止、割戻しの禁止又は抑制、掛金の計算方法の変更、事業費の抑制、一部の従たる事務所の廃止、子会社等の株式の処分等
第3区分	0%未満	業務の全部又は一部の停止



農業共濟組合

農業共済制度の概要

令和7年10月現在

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の加入率(6年産(度))
農作物共済	水稻、陸稻、麦	水稻:81% 麦:96%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛:89% 肉用牛:90%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫: 28%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	70%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	80%

注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)がある。

2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補填)と樹体共済(樹木の損傷等を補填)がある。

3 指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平という。

4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はない)。

5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

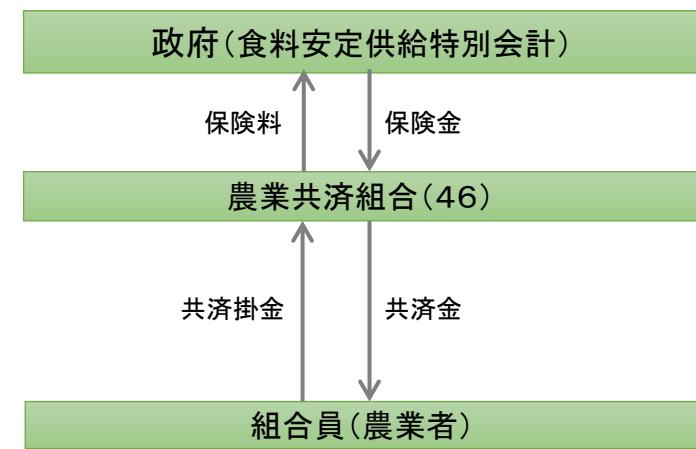
【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制

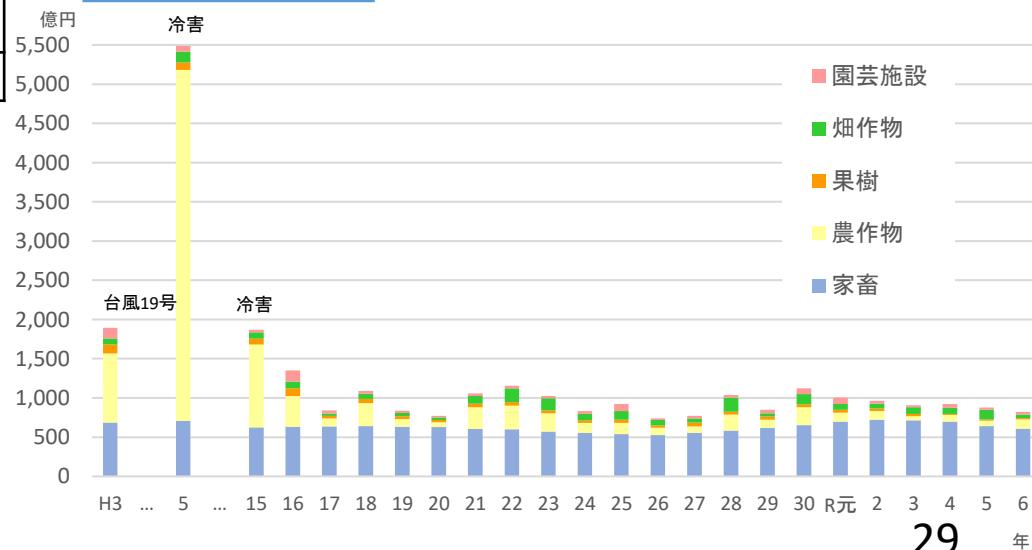


注 茨城県においては、1農業共済組合連合会、3農業共済組合で運営。

国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担
農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



任意共済の概要

対象品目

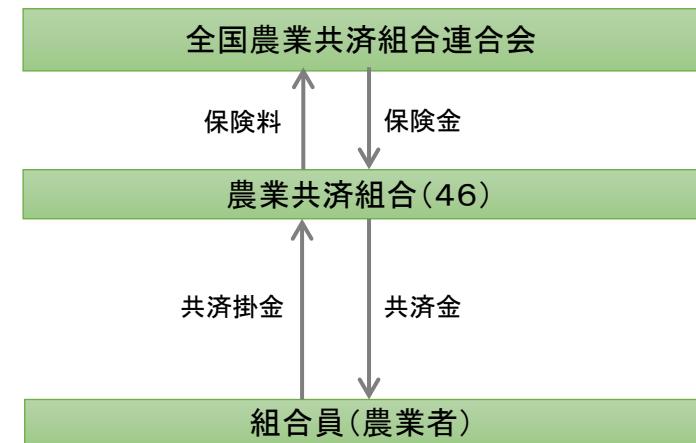
建物、農機具、保管中農産物

任意共済の特色

任意共済は、農作物共済等の他の共済と異なり、政府の再保険はなく、農業共済組合及び農業共済組合連合会限りで責任を負う自主的事業。

したがって、本共済事業の設計及び事業の実施方法は、農業共済団体の自主的計画を基礎として行政庁の認可、監督の下に行われる。また、国庫の共済掛金負担等の助成措置はない。

事業運営体制



注 1 茨城県においては、1農業共済組合連合会、3農業共済組合で運営。

注 2 農機具共済は、農業共済組合のみで実施。

注 3 任意共済の一部又は全部を実施していない農業共済組合有り。

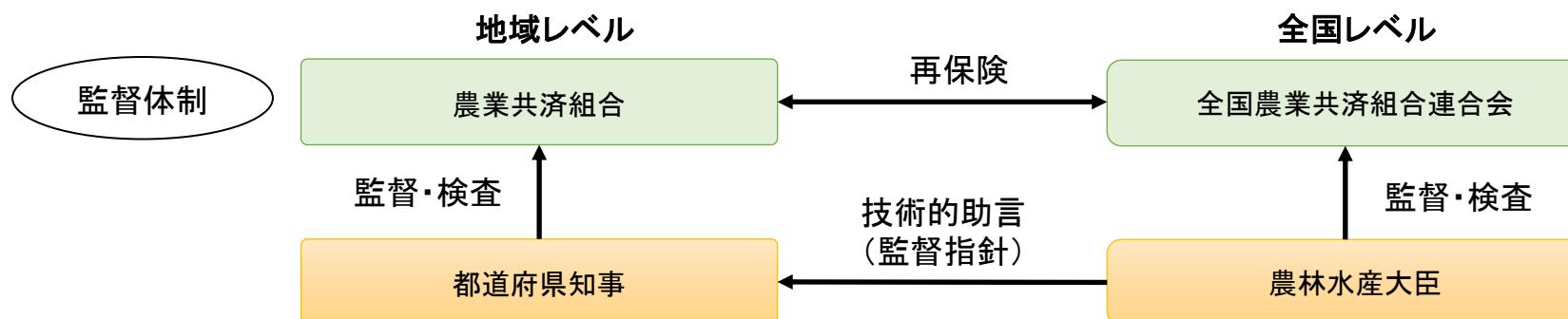
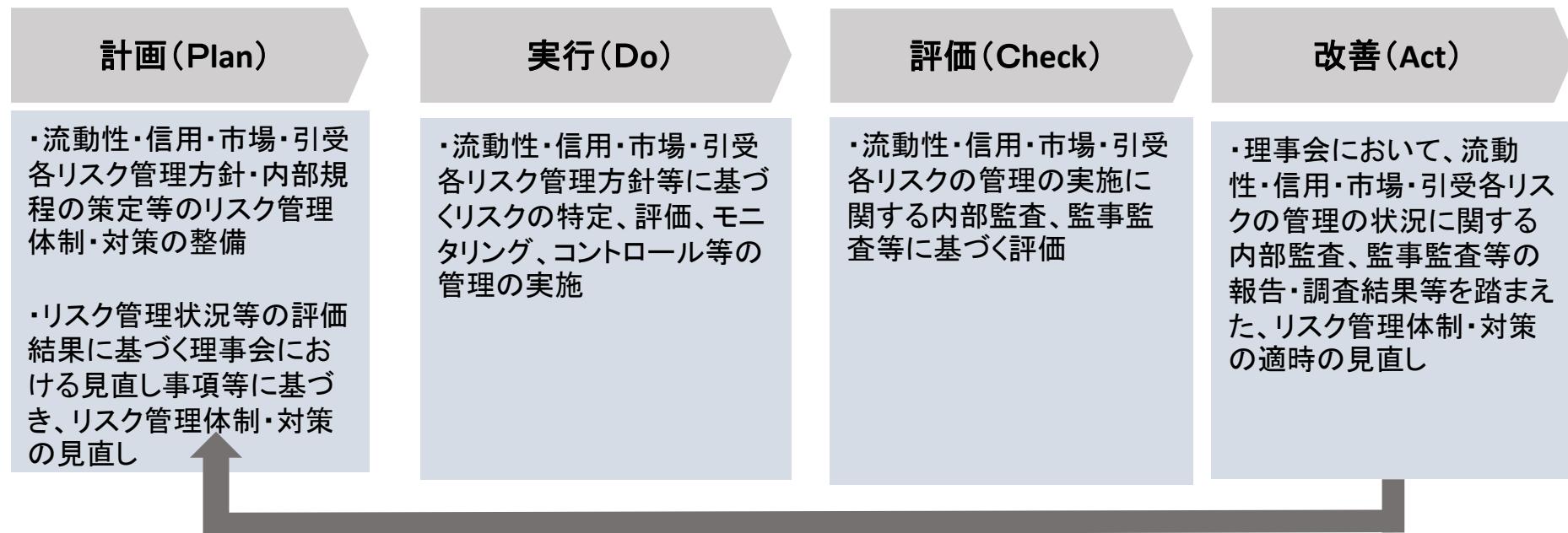
注 4 全国農業共済組合連合会は、組合から保険に付された建物共済の支払責任の一部について全国共済農業協同組合連合会への再共済を実施

建物共済の概要

	建物総合共済	建物火災共済
契約の対象	建物、工作物、家具類、農機具	建物、工作物、家具類、農機具
保障期間	1年	1年
保障対象	①火災等 ②自然災害（風水災等、地震等）	火災等
加入限度額	4,000万円	6,000万円
掛金	都府県（組合）別・構造別・用途別・特約別	都府県（組合）別・構造別・用途別・特約別
共済金支払等 (地震等)	<p>〔支払要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、工作物 地震等による損害割合5%以上の場合 ・家具類、農機具 地震等による損害割合70%以上の場合 <p>〔建物、工作物、家具類、農機具共通〕</p> <p>損害の額 × (共済金額/共済価額) × 50%</p>	—

財務の健全性確保のための取組と監督体制

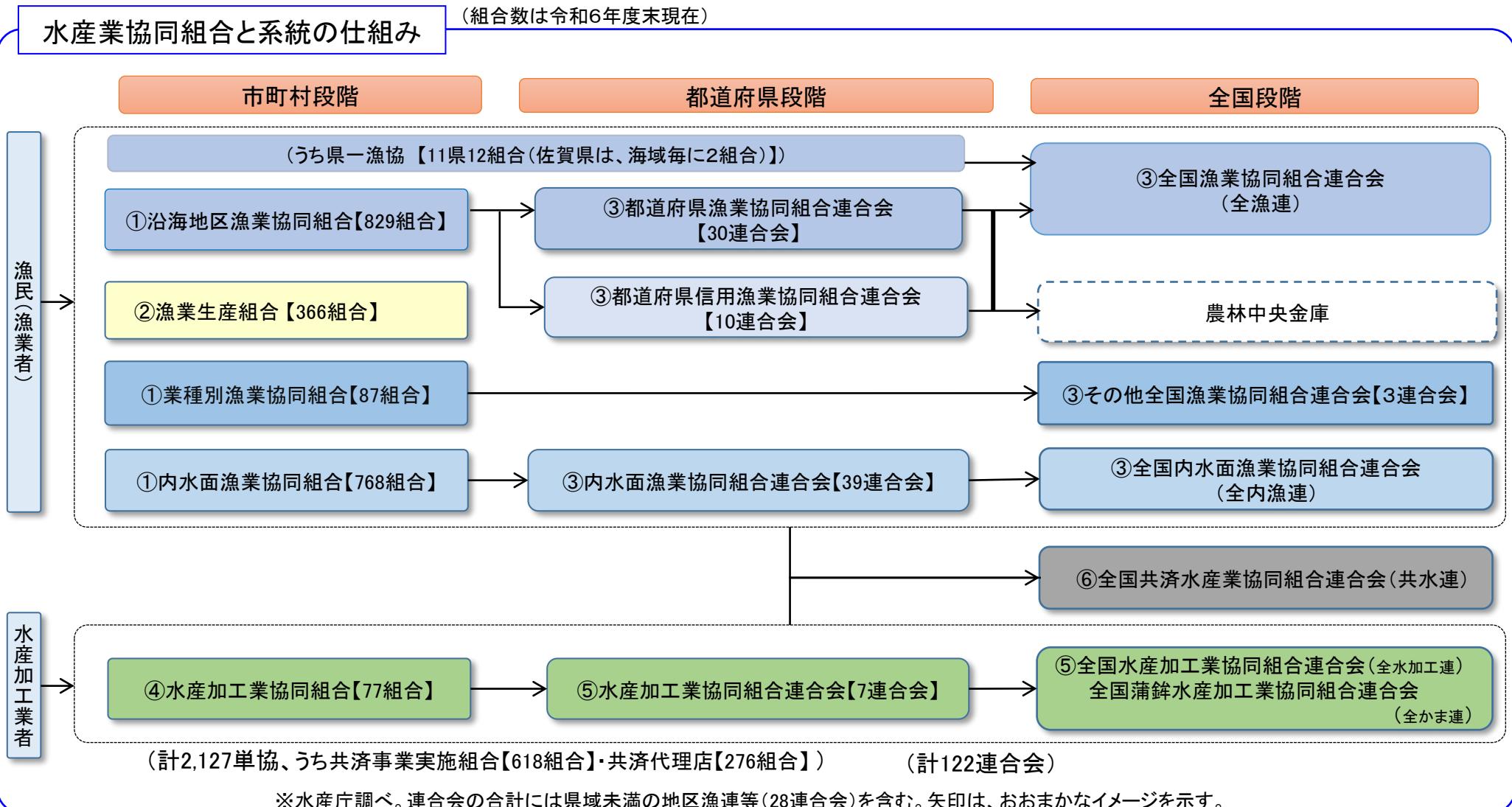
- 農業共済組合の財務の健全性確保のため、農業共済組合は、農業共済団体に対する監督指針を踏まえて、共済掛金の設定時に想定した状況と乖離することにより、共済事業の収支に損失を被る可能性等のリスクを認識した上で、適切なリスク管理体制を確立し、適切にリスク管理を実施することとしており、実施したリスク評価に基づき、必要な見直し等に取り組んでいる。
- また、行政庁は、財務の健全性確保を含めた監督・検査を実施。



水產業協同組合

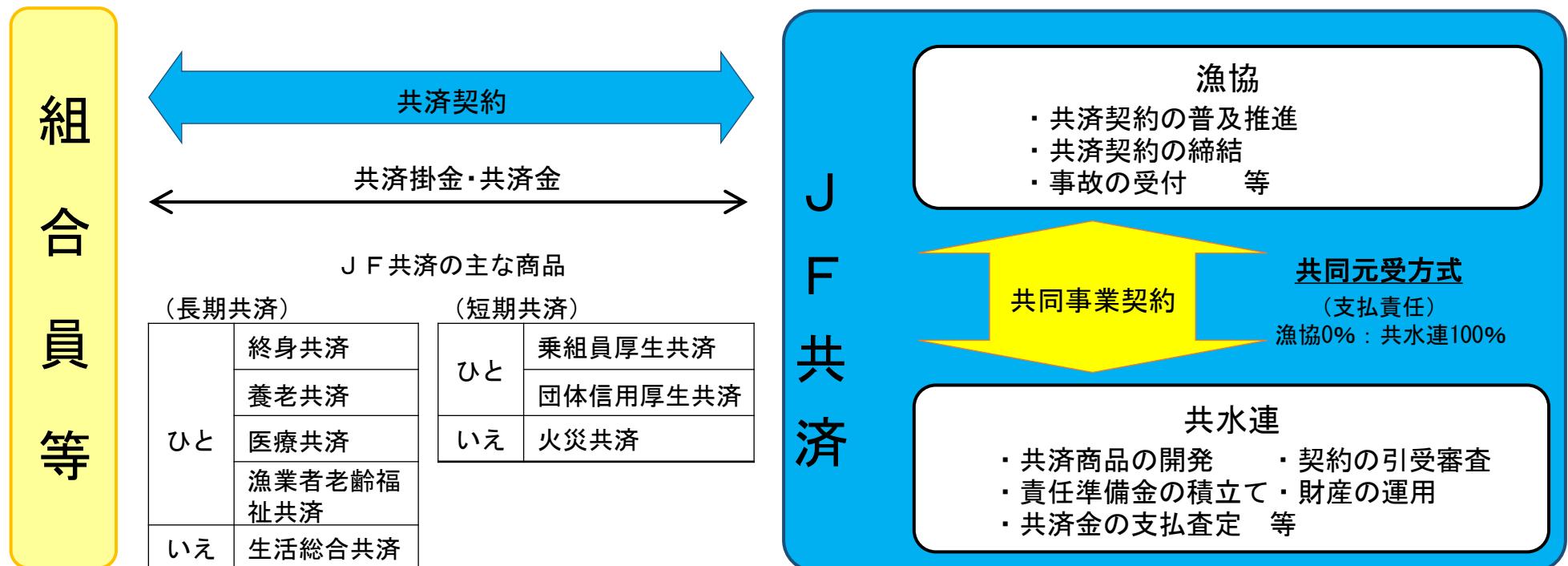
(資料1)漁協の組織

- 水協法は、①漁業協同組合、②漁業生産組合、③漁業協同組合連合会、④水産加工業協同組合、⑤水産加工業協同組合連合会、⑥共済水産業協同組合連合会の6種類の協同組織を規定(これらを水産業協同組合と総称)
- 大きくは、漁協系統と水産加工協系統の2系統に分類。



(資料2) JF共済の概要

- 組合員の事業・生活に生じた事故による損失を救済する事業。このため、組合員が利用することが基本（員外利用規制あり）
 - 普通厚生共済（人の死亡、医療、老後、介護の保障）、生活総合共済（火災や自然災害による建物・家財の損害の保障）、乗組員厚生共済（不慮の事故による万一の保障と後遺障害の保障）など
- 漁協と共に水連（全国共済水産業協同組合連合会）の共同元受方式により事業を実施。
 - ・漁協は、普及・推進、契約締結、事故受付等を行い、
 - ・共水連は、商品開発、引受審査、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。
 - ・共済金の支払責任は共水連が100%保有。



(資料2) JF共済の概要(つづき)

○ JF共済の保障ラインナップ

「ひと」の万一に備える保障

チョコ 普通厚生共済

万一の場合などを保障しながら貯蓄機能もある、JF共済を代表する長期の生命共済

リコー 乗組員厚生共済

漁船乗組員、漁業従事者などの事故による万一の場合等を保障する短期型の共済

漁業者ねん金 漁業者老齢福祉共済

ゆとりある老後をお手伝いする国の助成を得た団体年金共済

「いえ」の万一に備える補償

くらし 生活総合共済

貯蓄をしながら建物や家財などを火災や自然災害から守る長期の総合的な補償

カサド 火災共済

建物や家財などを火災などから守る掛け捨て型の補償

○ 生活総合共済(暮らし)概要

契約の対象	建物、動産
保障期間	5年、10年、15年、20年（新たに住宅ローンを組む場合25年又は30年選択可）
保障対象	①火災等 ②自然災害（風水災等、地震等）
加入限度額	①建物：最大1億円（共済期間により異なる） ②動産：2,000万円
掛金	構造・物件別

(資料3) JF共済における建物保障(地震)

生活総合共済(くらし)		
共済金支払 (地震等)	地震等によって、建物または家財が全損、半損または一部損となったとき、 家財以外の動産は全損になった場合に地震共済金を支払う	
	対象	お支払いする共済金の額
	建物	全損 共済金額×30% 大半損 共済金額×20% 小半損 共済金額×10% 一部損 共済金額×3%
	動産(家財)	全損 共済金額×30% 大半損 共済金額×20% 小半損 共済金額×10% 一部損 共済金額×3%
動産(家財以外)		全損 共済金額×30%

【建物】損害の状況の判定基準 ※以下①②のいずれかを満たすとき

対象	判定	① 建物の主要構造部の損害の額	② 建物の焼失もしくは流失した部分の床面積
建物	全損	共済価額の50%以上	延床面積の70%以上
	大半損	共済価額の40%以上50%未満	延床面積の50%以上70%未満
	小半損	共済価額の20%以上40%未満	延床面積の20%以上50%未満
	一部損	共済価額の3%以上で 全損、大半損、小半損に該当しないこと	-

【動産】損害の状況の判定基準

対象	判定	損害の額
動産(家財)	全損	共済価額の80%以上
	大半損	共済価額の60%以上80%未満
	小半損	共済価額の30%以上60%未満
	一部損	共済価額の10%以上30%未満
動産(家財以外)	全損	共済価額の80%以上

※共済価額は、共済の目的である建物または動産を金銭に評価した額のことです。

(資料4) JF共済に係る財務の健全性基準と監督体制

- 支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生するリスク（大規模災害による共済金支払いの急増等）に対応するため、どのくらいの支払余力（自己資本や各種準備金等）を備えているか判断するための経営指標の1つ。
- 支払余力比率が200%を下回った場合には、行政庁により経営の健全性の回復を図るための措置が実行される。

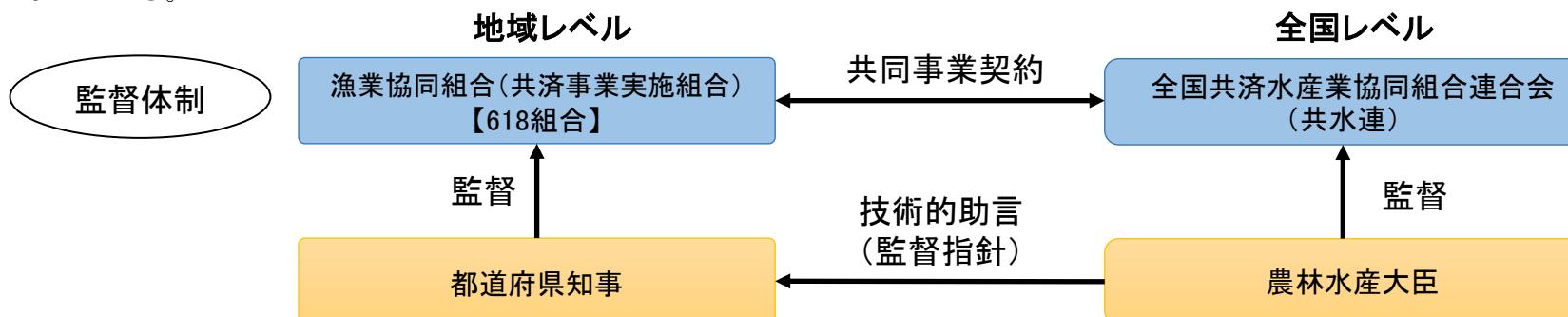
【早期是正命令の内容】

$$\frac{\text{支払余力の総額}}{\text{リスクの総額} \times 1 / 2} \geq 200\%$$

(支払余力)		(リスク)	
1 純資産の部の合計	1 共済リスク		
2 價格変動準備金	2 予定利率リスク		
3 異常危険準備金 等	3 資産運用リスク		
	4 経営管理リスク		

(注) JF共済における支払余力比率の算定の考え方は、基本的には保険業法におけるソルベンシー・マージン比率の算定に沿った内容となっている。

区分	支払余力比率	措置の概要
第1区分	100%以上 200%未満	経営改善計画の提出及び実行
第2区分	0%以上 100%未満	配当・役員賞与の禁止、割戻しの禁止又は抑制、掛金の計算方法の変更、事業費の抑制、一部の従たる事務所の廃止、子会社等の株式の処分等
第3区分	0%未満	業務の全部又は一部の停止



消費者生活協同組合

消費生活協同組合の事業の種類と現状

協
同
組
合

消費生活協同組合

○組合数 897組合

【生協種別】

地域生協	425組合
職域生協	396組合
連合会	76組合

【所管別】

厚生労働大臣	56組合 (※)
(※) 令和7年10月末に1生協（日ピス生協）解散	
都道府県知事	841組合

○組合員数 6,935万人（延べ組合員数）

地域生協	6,182万人
職域生協	754万人

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しない場合がある。

農業協同組合

漁業協同組合

中小企業等協同組合

労働者協同組合 等

供給・利用事業

(事業実施組合数578組合)

共同購入

店舗供給 等

食堂・喫茶 等

共済事業

(事業実施組合数106組合)

生命共済

火災・自然災害共済

(事業実施組合数31組合)

(※) 令和7年11月現在30組合

自動車共済 等

病院・診療所

医療事業

(事業実施組合数111組合)

福祉事業

(事業実施組合数171組合)

介護・障害者福祉

資料：厚生労働省社会・援護局「令和6年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」
(調査年度は令和6年4月1日の属する事業年度)

火災・自然災害共済事業実施組合一覧(31組合)

都道府県所管生協(14組合)		厚生労働省所管生協(17組合)	
No		No	
1	札幌市民共済生活協同組合	15	電気通信産業労働者共済生活協同組合
2	群馬県共済生活協同組合	16	教職員共済生活協同組合
3	横浜市民共済生活協同組合	17	全国郵便局長生活協同組合
4	新潟市火災共済生活協同組合	18	全国酒販生活協同組合
5	金沢市民共済生活協同組合	19	全国たばこ販売生活協同組合
6	愛知県共済生活協同組合	20	全国町村職員生活協同組合
7	名古屋市民火災共済生活協同組合	21	生活協同組合全国都市職員災害共済会
8	京都市民共済生活協同組合	22	警察職員生活協同組合
9	大阪市民共済生活協同組合	23	全国電機販売生活協同組合
10	神戸市民生活協同組合	24	防衛省職員生活協同組合
11	尼崎市民共済生活協同組合	25	全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合 (令和7年11月現在全労済に契約移転)
12	姫路市民共済生活協同組合	26	生活協同組合 全日本消防人共済会
13	西宮市民共済生活協同組合	27	全国共済生活協同組合連合会
14	福岡県民火災共済生活協同組合	28	全国労働者共済生活協同組合連合会
		29	全国生活協同組合連合会
		30	全国電力生活協同組合連合会
		31	日本コープ共済生活協同組合連合会

※1 令和6年度消費生活協同組合(連合会)実態調査

※2 火災のみで自然災害は補償の対象としない組合も含む

全国労働者共済生活協同組合連合会の組織について

- 都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協
= 47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済	千葉労済
東京労済	神奈川労済	新潟県総合生協	長野労済	山梨労済生協	静岡労災
富山労済	石川労済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎県労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

- 都道府県の区域を超えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協
= 8会員

全国交運共済生協 森林労連共済 全たばこ生協 自治労共済 全水道共済 J P共済生協 電通共済生協 教職員共済

- 生協連合会
= 3会員

日本再共済連

日本生協連

コープ共済連

全国生活協同組合連合会の組織について

○ 都道府県の区域ごとに設立された地域の共済生協 =47会員

北海道民共済	青森県民共済	岩手県民共済	宮城県民共済	秋田県民共済	山形県民共済
福島県民共済	茨城県民共済	栃木県民共済	群馬県民共済	埼玉県民共済	千葉県民共済
東京都民共済	全国共済神奈川	新潟県民共済	長野県民共済	山梨県民共済	静岡県民共済
富山県民共済	石川県民共済	福井県民共済	県民共済愛知	岐阜県民共済	三重県民共済
滋賀県民共済	奈良県民共済	京都府民共済	大阪府民共済	和歌山県民共済	兵庫県民共済
島根県民共済	鳥取県民共済	岡山県民共済	広島県民共済	山口県民共済	徳島県民共済
香川県民共済	愛媛県民共済	高知県民共済	福岡県民共済	佐賀県民共済	長崎県民共済
熊本県民共済	大分県民共済	宮崎県民共済	鹿児島県民共済	沖縄県民共済	

○ 都道府県の区域を超えて設立された職域による労働者を主体とする生協 =3会員

日本ピストンリング生活協同組合

東電生活協同組合

JAL生活協同組合

○ その他の地域生協 =1会員

埼玉県労働者生活協同組合

- 都道府県の区域内に設立された地域及び職域の生協
=348会員

日本生協連系:	コープさっぽろ・コープみらい(埼玉県)・コープいしかわ 等
生活クラブ系:	生活クラブ生活協同組合(北海道)・生活クラブふくしま生活協同組合 等
パルシステム系:	生活協同組合パルシステム福島・生活協同組合パルシステム東京 等
グリーンコープ系:	グリーンコープ生活協同組合大阪・グリーンコープ生活協同組合とつり 等
大学生協系:	室蘭工業大学生活協同組合(北海道)・東京大学生活協同組合 等
その他の地域・職域生協:	青森県庁消費生活協同組合・東京都学校生活協同組合 等

- 都道府県の区域を超えて設立された職域による労働者を主体とする生協
=3会員

全日本海員生協

富士フィルム生協

トヨタ生協

- 生協連合会
=6会員

生活クラブ共済連

パルシステム共済連

グリーンコープ共済連

全労済

大学生協連

日本生協連

○ 都道府県の区域ごとに設立された地域の共済生協
=14会員

札幌市民共済生活協同組合

新潟市火災共済生活協同組合

群馬県共済生活協同組合

埼玉県勤労者共済生活協同組合

横浜市民共済生活協同組合

金沢市民共済生活協同組合

愛知県共済生活協同組合

名古屋市民火災共済生活協同組合

大阪市民共済生活協同組合

尼崎市民共済生活協同組合

西宮市民共済生活協同組合

神戸市民生活協同組合

姫路市民共済生活協同組合

福岡県民火災共済生活協同組合

- 都道府県の区域を超えて設立された職域による労働者を主体とする生協
=11会員

北海道電力生活協同組合

中部電力生活協同組合

中国電力生活協同組合

電源開発生活協同組合

東北電力生活協同組合

北陸電力生活協同組合

四国電力生活協同組合

沖縄電力生活協同組合

東電生活協同組合

関西電力生活協同組合

九州電力生活協同組合